

# アスベスト全面禁止

平成 18 年 9 月 1 日より、石綿及び石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されています。

※裏面参照



## 石綿の種類

石綿とは、天然に産出する繊維状鉱物で、下記の種類があります。

### ●蛇紋石系石綿

クリンタイル（白石綿）  
クロシドライト（青石綿）  
アモサイト（茶石綿）

### ●角せん石系石綿

アンソフィライト  
トレモライト  
アクチノライト

## 事業者の皆様へ

- 石綿含有製品の在庫品についても、譲渡、提供又は使用が禁止されています。
- 過去に石綿が使用されていた製品を販売する卸売事業者においては、当該製品が石綿を含有していないことを確実に確認した上で、販売する必要があります。
- これらの製品を使用する事業者においても、当該製品が石綿を含有していないことを確実に確認した上で、使用する必要があります。

※ 平成 18 年 9 月 1 日において現に使用されている物については、同日以降引き続き使用されている<sup>注)</sup>間は、製造等の禁止の規定は適用されません。

注) 「使用されている」とは、例えば建材として建物に組み込まれている状態をいいます。

※ 平成 18 年 9 月 1 日前に製造され、又は輸入された石綿分析用試料については、製造等の禁止の規定は適用されません。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 関 係 法 令

## ○労働安全衛生法（抜粋）

（製造等の禁止）

**第55条** 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含む製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合は、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

## ○労働安全衛生法施行令（抜粋）

（製造等が禁止される有害物等）

**第16条** 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

### 四 石綿

**九** 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

なお、以下の製品については、国民の安全上の観点等から、  
例外的に当分の間禁止が猶予されています。

平成22年3月1日以降

製品名	用途・条件
1 ジョイントシートガスケット	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので300℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの ロ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径1500 mm以上の大きさのもの
2 うず巻き形ガスケット	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
3 グランドパッキン	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
4 原材料	1～3の製品の原料又は材料として使用されるもの

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号）附則第3条

また、以下の製品については、平成22年2月1日以降<sup>※</sup>は  
製造等が禁止されていますのでご注意ください。

- 1 ジョイントシートガスケットであって、国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので200℃以上300℃未満の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
- 2 断熱材であって、国内において製造されるミサイルに使用されるもの

※ 1に掲げるものについては、平成22年3月1日以降